

公益社団法人取手市シルバー人材センター令和7年度事業計画
[令和7年4月1日～令和8年3月31日]

< 基本方針 >

令和7年1月1日現在、我が国の総人口が減少する中で、65歳以上の高齢者人口（概算値）は3,621万人となり、総人口に占める割合は29.3%、75歳以上は2,092万人で16.9%と超高齢社会が進展しております。

我が取手市におきましては、総人口105,872人に占める65歳以上の高齢者の割合は、すでに34.7%。中でも75歳以上は21.2%（約5人に1人）となり、国の数値を大幅に上回り、全国より早く高齢化に対する諸問題に直面している状況です。

人生100年時代を迎える、職業人生の長期化や働き方の多様化が進む中、働く人のライフスタイルに応じたキャリアの選択を可能とし、誰もが能力を発揮して働ける環境を整備するとともに、人材の確保・育成や、労働生産性の向上などが重要な課題となっております。

シルバー人材センターの事業は、高齢者の地域の日常生活に密着した多様な就業機会を提供し、さらには人手不足分野等において、高齢者が活躍できる環境を整えるという点から、今後、益々その果たす役割は大きいものとなります。

しかしながら、シルバー人材センターを取り巻く環境は、会員数の減少や会員の高齢化が続くなど厳しい状況にあります。特に、会員拡大の取組は喫緊の課題であり、中でも女性会員の拡大と活躍の推進は大変重要なことです。このため、「女性会員活動推進委員会」を中心に茨城県シルバー人材センター連合会や県南ブロックの各拠点シルバー人材センターと連携を図りながら、女性会員拡大に向けた取組を引き続き進めてまいります。

最後に、今年は、昨年11月から施行された「フリーランス法」への対応に伴う契約方法の見直し、シルバー事業へのデジタル技術の導入などについても、着実に取り組んでいく必要があります。また、「契約金額の拡大」「就業率の向上」「事故ゼロを目指した安全管理体制の確立」の3つを重点課題として、目標達成に向けた各種事業を着実に実施していくことにより、シルバー事業のさらなる発展・拡大を目指してまいります。

事業項目	令和7年度目標	令和6年度実績	労働者派遣事業（令和7年度目標）
会員数	600人	535人	120人（派遣事業で就業実人員）
配分金額	120,000千円	93,743千円	45,000千円（賃金）
就業延人員	24,000人	24,072人	

< 実 施 計 画 >

I 就業開拓提供事業

1 請負・委任での一般受託事業

臨時的かつ短期的な就業又は軽易な業務に係る就業を基本とし、適正就業ガイドラインに沿った安全就業の確保に努め、会員に対し公平に就業機会が得られるよう就業提供を図る。継続就業では、「継続就業に関する基準」に則り、順次就業会員の交替を行う。現在、会員の減少や高年齢化していく中、後継者の育成が課題となっている。就業体制の見直しを行い、後継者の育成の強化を図りながら会員拡大、就業開拓を推進する。地域における人手不足分野など、県内のシルバー人材センターと連携し情報交換しながら、会員の入会促進に努め、新たな職業開拓に取り組む。

また、フリーランス法の趣旨を踏まえ、シルバー事業における契約方法を見直し、今後、発注者・会員への周知を図る。

2 労働者派遣事業

衛生委員会での定期的な就業先訪問を実施し、派遣先との連携を図り、労働環境を整備し、安全対策に努め、労働災害発生ゼロを目指していく。

衛生委員会を活発化するために、先進地視察及び情報共有化を図る。

3 有料職業紹介事業

雇用されての就業を希望する高年齢者に対し、適正な就業機会の提供を行い、求人事業者や求職者に職業紹介事業を実施する。

4 市民憲章に基づく社会活動

取手市民憲章推進協議会の趣旨に賛同し、今後多くの会員に社会奉仕活動への参加を募り、よりよい取手市を目指す。

5 S D G sへの取り組み

持続可能な社会の実現を目指し、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいと健康の保持、地域社会の活性化を図り、医療費等の抑制に貢献していく。

II 調査研究事業

新たな就業の拡大や人手不足分野の就業について、理事会や委員会で協議検討し、就業機会の質の確保と向上を図る。

また、業務運営の効率化を図ることから、シルバー事業のデジタル化を推進し、今後のシルバー人材センターの運営に活かしていく。

III 相談事業

1 入会説明会の開催

会員拡大を図るため、毎月1回以上の入会説明会を開催する。[毎月第2木曜日]

10月の事業普及啓発促進月間には、毎週入会説明会を開催し、役員による体験談や事業概要説明を実施することでイメージアップに繋げる。

2 就業相談

未就業会員や、新入会員の多様な就業ニーズに応えていくため、「請負就業・労

「労働者派遣・職業紹介」による働き方を推進し、人手不足分野や介護・子育て等現役世代を支える分野の就業機会拡大に努める。

IV 研修・講習事業

1 講習会の共催

連合会が主催する、高年齢者活躍人材育成事業に係る講習会、派遣労働者の派遣就業に必要な技能、知識を習得できるキャリアアップ講習会等を共催し、会員が様々な分野で活躍できるよう努める。

2 独自の講習会や研修会

センター事業の趣旨にあった独自の講習会や研修会、安全講習など基礎知識の習得を目的に実施する。

各委員会活動においては課題に即した視察・研修等を実施し、見聞を広める機会を作り、シルバー人材センターの普及・啓発に努める。

V 普及啓発事業

地域住民や事業所などに対し、従来のイメージ転換を図り、効果的な会員の加入促進、シルバー事業の活用を図るための普及啓発に努める。

1 広報誌「エイジレス」の発行部数を増やし公共施設等にも配置し、入会促進及び就業開拓等積極的な周知広報を行う。

また、会員向けに「シルバー通信」を発行し、様々な情報発信を行う。

2 センターの魅力や情報を発信するため、ホームページの充実を図り、迅速な情報の発信・提供に努め、会員拡大を図る。

3 『会員による1人1仕事開拓と1人1会員入会』を推進するため、「会員の口コミ運動」を行う。[10月の事業普及啓発促進月間他]

4 奉仕活動に積極的に参加することで、市民にシルバー人材センターのPRをする。

また、会員一人ひとりが主体的な地域社会への貢献を通して、現役世代の下支えをする。

5 賛助会員としてシルバー人材センターの目的に賛同される個人又は団体を募り、活動に支援をいただくため、入会促進を図る。

VI 安全・適正就業推進事業

傷害・損害事故の撲滅を図り、「安全就業基準・事故等取扱基準」を遵守し事故防止に向けた取り組みを強化するとともに、安全・適正就業委員会を中心に安全パトロールを年4回実施し、再発防止に努める。

また、安全適正就業対策研修会を開催し、会員の安全意識向上を目指す。

さらに、適正就業ガイドラインを遵守し、公平な就業機会の提供と就業実態の点検・是正を実施する。

1 チェーンソーの使用においては、安全基準を遵守して行うものとする。

2 草刈り作業においては、飛び石防止対策を遵守して事故防止に努める。

3 センターにおける適正な安全基準を徹底し、危険・有害な作業は受注しない。

VII 広報誌作成事業

会員拡大及び就業機会の拡大を目的に広報活動を行う。

- 1 広報誌「エイジレス」の活用方針と掲載内容について、調査し検討する。
- 2 市広報誌やその他の情報機関を通じて、会員の就業活動等の情報発信を行い、会員拡大と就業募集を図る。

VIII 女性会員活動推進事業

女性の活躍促進をテーマとした、会議やイベント等を通じて女性会員拡大のための取り組みを維持し、女性会員のニーズを把握・分析した上で新たな就業機会の確保に努める。

また、他センターと情報共有しながら広報誌等で女性にアピールする工夫を行い、会員拡大や就業開拓を推進する。

チャレンジいばらき県民運動の一環として、「花いっぱい運動定着化促進事業」の支援団体の認定を受け、花植え活動を実施する。

IX その他

1 職種班会議の実施について

職種班会議では、仕事をする上で技術や意見の交換を行うとともに、「自主」「自立」「共働」「共助」というシルバー人材センター事業の基本理念に沿った仕事の取り組み方について、会員相互で協議検討する。

2 適正就業に係る会員研修の実施について

入会説明会、総会、諸会議等の機会に、安全・適正就業及び健康管理等に関する会員研修を実施する。

3 育成事業の実施について

植木剪定の為の育成グループの活動は、公共施設等を中心に研修を積み、植木班へ配置できるようになった。今後も継続して人材育成を行う。

また、他の職種でも人手不足が課題となっていることから、対策を検討する。